

令和4年度第5回国立大学法人島根大学学長選考・監察会議<議事要録>

日時 令和4年10月18日(火) 15:57~17:10

場所 本部棟3階 特別会議室(対面及びオンライン)

出席者: 大西議長、久保田委員、高塩委員、谷口委員、秦委員、三輪委員、丸橋委員(法文学部長)、河添委員(教育学部長)、磯村委員(人間科学部長)、鬼形委員(医学部長)、伊藤委員(総合理工学部長)、川向委員(生物資源科学部長)

欠席者: なし

オブザーバー: 千家監事

陪席者: 藤田理事、藤波理事、総務部長、総務課長、総務課係長

議題1 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について

議長及び事務局から国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況について説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

議題2 学長選考・監察会議の委員構成について

議長及び事務局から学長選考・監察会議の委員構成について説明があった。続けて議長から、令和5年4月の材料エネルギー学部の設置に伴い学長選考・監察会議の委員構成を検討するにあたって、本学では教育研究評議会選出の委員の数が学部の数に対応しており学部長が選出されてきたという背景があるためそれを踏まえて議論を行うこと、また、令和4年3月11日開催の学長選考・監察会議において本学の学長選考・監察会議では理事を会議の構成員にしないことを規定しているが、必要に応じて見直すこととしているとの説明があった。

委員から、7学部から6名の委員を選出する場合に、例えば当番制とするなどにより材料エネルギー学部からも公平に会議に参画できる仕組みがあれば6名のままで良いと考えるが、当該学部を他の学部とは異なる扱いにするのであれば教育研究評議会選出の委員を7名にしてはどうかとの意見があった。議長から、教育研究評議会が委員をどのように選ぶかは教育研究評議会に権限があるため、委員の選出方法に条件を付すことはできないとの説明があった。続けて同委員から、材料エネルギー学部から委員が選出されない状態が続く場合にその状況を見て委員構成を変更することは可能かとの質問があり、議長から、教育研究評議会及び経営協議会から選出する委員をそれぞれ同数とすることを前提として学長選考・監察会議の委員構成は学長選考・監察会議が決定することができるため可能であるとの回答があった。

委員から、学長選考・監察会議の委員構成は現状のままが良いと考えるが、7学部になった場合に教育研究評議会において委員6名がスムーズに選出できるのかとの質問があった。委員から、現状、教育研究評議会における委員の選出は理事から原案が提出されてお

り、現在選出されている評議員は原案には関わっていない。慣例的に6学部長が選ばれるということが踏襲されていることから、7学部になった後の委員の選出過程に評議員の意向が反映されない可能性があり、その場合は選出の過程に懸念が残るが、教育研究評議会場で評議員が選出ルールの策定を要望することは可能である。人間科学部設置時に特段の異論無く委員が5名から6名に増やされたのであれば、今回異なる判断をする場合に学長選考・監察会議としてその理由説明が必要になると思われる。7名に増やすのであれば、教育研究評議会においてこれまでの流れを踏襲することができ円滑に選出できるものと考えたとの発言があった。

議長から、学長選考・監察会議の大きな役割に来年度の学長選考があるが、現委員の多くは令和6年3月まで任期があり、学長選考に向けての議論に入っている段階で会議の委員構成を変更する規則改正を行うのが適当かどうかという議論もあることから、来年度の学長選考は現体制で行い、学長選考を終えた後に委員構成についての検討を行うこととしたいとの発言があった。また、他大学の状況を見ると大学によって会議の構成人数にかなり開きがあり、学部の数が多い大学では学部数と委員の人数を合わせようとする会議の構成人数が多くなりその適切性の問題が生じるようだ。教育研究評議会選出の委員数の限度と思われるのが6人なのか7人なのか島根大学が直面している問題となっているとの発言があった。

委員から、議長の意見に賛成するとの発言があった。続けて、新学部は令和5年4月に発足するが、完成年度を迎えるまで4年かかること、現委員のほとんどが令和6年3月まで任期があることから、学長選考のスケジュールを考えると委員構成については令和6年3月までのところで学内の状況も踏まえながら決めれば良いのではないかと意見があった。

委員から、経営協議会から委員を選出する際に原案は誰から提案されているのかとの質問があり、事務局から、委員の選出は互選としているが、特段の意見が出なかったため理事からの提案に基づき審議を行ったとの回答があった。続けて同委員から、各会議の構成員から発議できる仕組みがあれば委員選出のルールを提案する余地もあることから透明性と中立性を持った委員選出についてカバーでき、各会議体の課題として検討し学長選考・監察会議との足並みを揃えていけば懸案を乗り越えることができるのではないかと委員構成の検討は次年度以降で良いのではないかと発言があった。

議長から、各会議体において構成員から選出方法を提案することも手続き上は可能と考えたとの発言があった。

委員から、学長選考・監察会議の役割に毎年の学長の業務執行状況の確認があるため、各学部を代表する方全員が委員となるべきではないか、また、7学部から6名を選出する

のは難しいのではないか。一方で、人間科学部と材料エネルギー学部とでは設置時の状況が異なり、人間科学部は設置時に教員の約半分が学内の他学部の教員であったのに対して材料エネルギー学部は他大学からの教員がほとんどであること、また、学長の業務執行状況の確認内容に材料エネルギー学部が反映されるのは令和6年度からであることから、例えば令和5年度までは現委員構成のままとし、材料エネルギー学部には令和6年度以降に委員に加わってもらう方法もあり得る。現委員構成のままでも容認はできるが、教育研究評議会での6名の選出方法については議論の必要があるのではないかと発言があった。

議長から、来年度実施する学長選考の前に規則改正を行うことは避けたいため、現行規則のままで学長選考を行い、委員構成については学長選考後に議論し、令和6年度以降の体制を決めてはどうか、また、理事を委員の選出対象に加えないことについても現体制のままとしてはどうかとの提案があり、異議なく議決された。

議題3 学内意向調査の実施方法について

議長及び事務局から学内意向調査の実施方法について説明があった。続けて議長から、学内委員を中心に案をまとめて提案いただくこととしたいが、コロナ禍に入って初の学内意向調査を実施することになるため今の段階で何かアイデアがあれば提案いただきたいとの発言があった。

議長から、例えば投票日を1日ではなく1週間程度設けることで投票機会を確保し、投票所の開場時間を1日のうちの短時間とすることで立会いの負担を軽減する方法があるのではないかと意見があった。

議長から、実施方法について学内委員に検討いただき、本会議に提案いただきたいとの説明があり、審議の結果、異議なく議決された。

委員から、学長選考等規則第10条に「学長選考・監察会議は、学長候補者選考の参考とするため、学内意向調査を行う」とあるので学内意向調査で最も票を集めた方と異なる方を選出することが可能と理解できるが、その場合、誰が誰に対して説明責任を負っていて、どのような形でその責任を果たすことが求められるのかとの質問があった。議長から、学長選考等規則第11条に「学長選考・監察会議は、学長候補者を総合的に判断し選考する。選考結果並びに選考の理由及び選考の過程については、学長又は学長代理に報告し、かつ、公表する」と規定されており、「選考結果並びに選考の理由及び選考の過程」の文責は学長選考・監察会議の名前で行われるとの回答があった。

報告事項1 令和4年度第4回学長選考・監察会議（書面審議）の結果について

書面をもって報告に代えた。